

第 6 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第6回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和5年6月23日（金）

13：32～15：00

場所：農村振興局第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村政策部長あいさつ
3. 議 事
 - （1）第5期対策中間年評価（案）について
（集落協定等に対するアンケート調査結果）
 - （2）令和5年度改正事項について
4. 質 疑
5. 閉会

午後 1時32分 開会

○地域振興課長 それでは、時間になりましたので、皆様おそろいでありありがとうございます。

ただいまから、中山間地域等直接支払制度に関する第6回第三者委員会を開催させていただきます。私は、司会をします地域振興課長の富田です。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、佐藤農村振興局農村政策部長から御挨拶をさせていただきます。

○農村政策部長 委員の皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、第6回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より農村政策の遂行に当たりましては、委員の皆様からも貴重な御意見を賜っておりますことを心より御礼を申し上げます。座って失礼します。

早いもので本年度も第1四半期が終わろうとしているところでございます。中山間地域等直接支払制度は、現在第5期でございますが、令和2年度から始まりまして、令和2、3、4の3年間を終えて、中間年評価をするタイミングとなったところでございます。

今、各地域の段階におきましては、そういう意味では集落戦略の仕上げ、加算の目標の達成に向けた取組、次期対策への活動継続に向けた働きかけなど、重要な時期に来ているところであると考えているところでございます。我々もこの中山間地域等直接支払制度が、人口減少や高齢化に直面している集落において、その支えになっている制度として定着してきていると認識をしているところでございます。

この中間年評価を通しまして、次期対策も見据え、時代の変化も踏まえ、見直しの方向というようなものも検討をしていくに当たっての重要なタイミングであると認識をしているところでございます。

今回、この後、説明をさせていただきますが、中間年評価ということでアンケート調査を行わせていただいたところでございますけれども、中間年までの取組に関するアンケートだけではなくて、残念ながらその第4期で廃止をしてしまった協定組織や、今まで一度もこの制度を活用したことがない未実施集落、こういったところも対象にして、今回アンケートをさせていただきました。そういう意味では、正に本制度の中間評価ということにとどまらず、中山間地域対策全体について、今後我々も引き続き検討していくことになると思いますが、その参考にもなるような調査になっているかと思います。先生方からも様々な御意見を頂ければ、大変有り難く思います。

御案内のとおり、現在、当省におきましては、食料・農業・農村基本法の検証、そして

見直しの作業を進めておりまして、今後その改正に向けた作業を更に進めていくこととなっております。

また、その基本法の見直しと併せて、その先の今後の政策の展開方向につきましては、先般、政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部が開催されまして、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめさせていただいております。その中で、この中山間地域等直接支払制度につきましては、「引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農地保全や農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する」と記載をされているところでございます。

今日、本委員会において議論を頂くこの中間年評価の内容や、来年の最終評価も踏まえつつ、この制度につきまして、今後検討を深めてまいりたいと考えておりますので、重ねてになりますが、先生方の御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの挨拶は以上です。

本日は長丁場になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○地域振興課長 ありがとうございます。

第5期で、今年4年目ということになるわけですがけれども、初めて委員の皆様全員が、こういった対面の形で開催ができるということになりました。出席者の御紹介につきましては、時間の関係上、名簿の配布により代えさせていただきたいというふうに思います。

それで、本日の資料でございますが、配布資料一覧のとおりでございます。もし不足等あれば、おっしゃっていただければと思います。

また、傍聴の方におかれましては、事前に御案内しておりますとおり、農水省のホームページに資料を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

会議の開催に当たりまして、幾つかお願いがございます。本日の委員会につきましては、一般の方もウェブで傍聴ができるような公開で行っておりますけれども、発言は委員のみというふうにさせていただきます。

また、傍聴者の方につきましては、マイクをオフにして傍聴していただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、議事録につきましては、委員の皆様には後ほど御確認いただいた上で、後日公開をさせていただこうというふうに考えておりますので、併せて御理解をお願いいたします。

本日の議題でございますが、二つございまして、一つは第5期対策の中間年評価（案）

として集落協定等に対するアンケート調査について、二つ目は令和5年度改正事項についてということにしております。会議の終了は15時を予定してございますので、進行の方、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事を開始いたしたいと思います。ここからは、図司委員長の方に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○図司委員長 お世話になります。法政大学、図司です。よろしくお願いいたします。

今日は委員の皆さん全員おそろいということになりましたので、闊達な御議論を頂ければと思います。

議事に関して先ほど御説明いただきましたけれども、第5期対策の中間年評価（案）についてと、令和5年度改正事項についての2点ということになります。事務局の方から一括して説明を頂いて、その後、質疑とさせていただきます。

時間が限られておりますので、事務局からの説明についてもポイントを絞った形で説明を頂いて、議論の方にできるだけ時間を割きたいというふうにも思いますので、よろしくお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 直接支払企画班の井上です。引き続き本年度もよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1について、資料1を御覧ください。

まず、資料1の4ページを御覧ください。中山間地域等直接支払制度第5期対策の中間年評価の目的としておりますけれども、中間年評価自体は、この8月に最終的には実施しようと思っております。今回はその一環としてのアンケート調査の部分になります。まず中間年評価の目的としては、この囲みのところにも書いておりますけれども、協定活動の実施状況の点検・評価と、本制度の効果や課題の把握。これもアンケート調査によって効果や課題を把握する。その上で、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、来年度実施する最終評価における検討課題の洗い出し、令和7年度からの次期対策に向けた検討に資するという目的で、中間年評価を実施しております。

この下の図、中間年評価の流れというところを見ていただければいいんですけれども、各段階ごとにそれぞれやることが違ってきます。左側の集落協定・個別協定でいえば、協定自身が活動状況を点検・評価します。市町村段階にいきますと、この協定が点検・評価した活動、自己点検した活動について市町村として協定の活動状況、また目標の達成見込

みなどを点検・評価します。この赤い枠のところに、市町村中間年評価書、アンダーラインを引いていますけれども、この目標の達成見込み等を点検・評価して、見込みが十分でないというような場合には指導・助言をすることとなります。指導・助言をしても目標が達成の見込みがないというような場合には、交付金の返還を命じたり、交付金の停止をするというような措置を講じていきます。自らがまず点検・評価をして、それを市町村がちゃんと確認して評価をする。それで問題がありそうであれば、指導・助言していくというようなシステムにしております。

さらに、都道府県段階になりますと、都道府県の第三者委員会もありますけれども、そこで県全体の活動状況、またアンケート結果を取りまとめたその制度の効果等の分析・評価をします。そうしたものを、今度は国に提出いただきまして、国は協定活動の状況とか制度の効果、課題を分析し、次期対策の検討課題を洗い出すという大きな流れにしております。

次いで5ページ、今言った部分を簡単に図にしたものが5ページになります。

上段の活動状況の評価というのが8月に実施する部分で、それぞれの活動状況、目標の達成見込みがあるかないかというようなところの評価となります。本日御説明して評価いただきますのが、この下のアンケート調査の部分になります。先ほど言いましたように、集落協定等に対するアンケート、また市町村にもアンケートを取っておりまして、県がそれを分析・評価して、また国が分析・評価するという流れになっております。

続いて、8ページを御覧ください。

8ページが今回のアンケート調査をどういう目的で、どういうものを対象にして実施したかということになるんですが、左側の2番をまず御覧ください。アンケート調査の対象と標本の抽出方法ということで、まず集落協定・個別協定については令和2年度に本制度を実施した集落協定と個別協定が対象。個別協定は全数調査したんですが、集落協定については、一定数を抽出して調査しました。

廃止協定、先ほどの部長の挨拶にもございましたけれども、令和元年度の末で、第4期の末で活動を廃止した協定のうち、交付面積10ヘクタール未満で廃止理由が「5年間続ける自信がない」とか「リーダーがいらない」という協定を抽出したところです。第4期末で廃止した協定というのが約2,000協定、そのうち10ヘクタール未満というのが1,700協定あります。2,000協定の中で高齢化とか、リーダーがいらないという理由で廃止した協定が約1,800協定、その中で10ヘクタール未満の協定が約1,600協定あります。そのうち626を抽

出したということになります。

未実施集落に対してもアンケート調査をしました。これは農林統計上の中山間地域のある市町村で、これまで本制度を実施した協定が存在しない農業集落が対象。約6,300あるというふうにこの抽出したときには捉えておりまして、そのうちの1,264集落を対象にしました。あと令和2年度に本制度を実施した市町村、990を対象にしました。

標本の抽出に当たっては、層化抽出法という方法によりまして抽出しております。例えば集落協定でいいますと、県別なり、面積5ヘクタールというような階層を分けたりして標本抽出をしているところです。

それと、今回アンケート調査とは別に、9ページになりますけれども、全集落協定・個別協定を対象とした自己評価の項目の中で、次期対策の継続意向とか役員の状況、あと事務委託の状況、そういったものについて確認をしました。これだけは先に取りまとめて、今回このアンケート調査と大変親和性があるということで、ここの部分をお示ししたところです。集落協定については2万3,421、個別協定は564、令和4年度に活動を実施している協定全てに対して聞いたということになります。

それでは、13ページを御覧ください。

13ページからが今回の結果の概要になります。13ページは集落協定・個別協定なり、廃止協定の結果になりまして、まず左側の1番の集落協定です。集落協定が本制度に取り組んだ効果としてどんな効果がありましたかと聞いたところ、基本的な活動部分。荒廃農地の発生防止なり、水路・農道の維持とか、そういったもの以外で特に鳥獣被害の減少だとか集落協定の維持、あと農地の集積とか、そういったものにもこの制度が効果があったという回答が出ております。

2番目、集落協定に対して、この第5期対策で本制度に取り組まなかったらどのくらいの農用地が荒廃していましたかということを聞いたところ、1割以上の農用地が荒廃していたと考える集落協定というのが約60%あったということで、この制度というのは農用地の荒廃防止に大きく寄与しています。第4期対策の中間年評価のときも同じようなことを聞いておりまして、単位の取り方が若干違うんですけれども、5割以上が荒廃していたと答えているのが第4期のときでは13%。若干今回の方が減ってはいるんですけれども、1割前後というところで、同じような結果になっているというのが分かります。

次、3番、集落協定にどんな活動をしていますかということを聞いたところ、鳥獣害対策をしているというのが最も多くて6割。これは左側の黄色が現在している活動、右側の

ピンクが今後予定している活動なんですけれども、鳥獣害対策というのが今もこれからも一番多い結果となりました。あと協定農用地以外の農用地の保全活動、それから協定に参加していない人の農用地についても、この制度によってみんなが保全活動をしているという結果が出ております。

ちょっと飛んで22ページを御覧ください。

22ページの右側のグラフ、集落で実施している活動の主な連携組織ということも聞いております。どんな活動をしていますか、その活動をするに当たってどういう組織と主に連携していますかというのと聞いたところ、自治会・町内会との連携が非常に多かった。あと、割合的にはそんないないかもしれませんが、子ども会とか、地域の運営組織、そういったところとも連携して活動しているという結果が出ております。このことは、農地の保全や地域資源の活用と併せて生活支援活動を行う、農村RMOの素地を持った集落というのが、この結果から見ても一定数存在しているんじゃないかということが分かって考えております。

また、13ページに戻っていただいて、4番のところは個別協定の今後の経営意向。個別協定、大体担い手が個別協定に該当するんですけれども、その3割が今後、農地の集積・集約化を図っていきたいという意向を持っていることが分かりました。

次、右側の廃止協定、令和元年度に活動をやめているんですけれども、その農地が今どうなっていますかということ聞いたところ、「不作付地がある」とか「荒廃した農用地がある」というふうに回答した廃止協定が6割以上あったということで、農用地の維持・管理の程度が低下しているという状況が分かって思っております。

6番目に、廃止協定に対して、近隣の集落協定からもう一回活動をしないかというような誘いがあったとき、参加する農家がありますかというのを聞いたところ、約3割の協定から近隣の協定に参加する農家がいるんじゃないかという回答がございました。こうした農家がいるということは、農家の意向を把握して、協定活動に参加できるような仕組みづくりというのが必要んじゃないかというふうに考えております。

7番からは未実施集落に対して聞いた内容なんですけど、未実施集落にこの制度を聞いたことがありますかというのを聞いたところ、このグラフの上段の方、3割は聞いたこともあるし、制度も少しは知っている。4割が制度があることは知っているんだけど内容は知らない。3割は全然知らないという回答でした。この聞いたこともあるし、内容も知っているよという集落に対して、地域の寄り合いで、この制度のことが話題になったこと

がありますかというのを聞いたところ、3割が話題になりました、という結果になりました。

では、何で取り組んでいないんですかというのを聞いたのが8番になります。やはり多かったのが、集落協定の廃止と同様の理由で、高齢化とかでした。そういう理由で取り組めなかったというのがある中で、「要件を満たさなかった」とか「集落で合意が取れなかった」ということで、ある程度やる気はあったんだけど、取り組めなかったというところが3割あったということが分かりました。

次、14ページからは、市町村に対して、これは全市町村になりますけれども、聞いたものになります。

まず、左側の1番、本制度を必要と思いますかという問いに対し、大概どこも必要だということだとは思っていたんですけども、多かったのは、現行制度のまま継続してくださいというのが6割、4割は現行制度を見直して継続していただきたいという要望でした。

2番の問いでは、どういうところを見直したらこの制度は良くなりますかというのを聞いたところ、市町村で一番多かったのは、事務手続を見直してください、負担を軽減してくださいというので、8割から回答がありました。次に集落戦略の簡素化だとか協定活動の期間の緩和とか、そういったものが多かったという中で、やはり市町村においては事務負担というのがものすごく負担になっておりますので、ここの見直しというのが必要だというふうに考えております。

第4期対策の中間年評価のときも、ちょっと質問の仕方が違うので、割合的には大きく違うんですけども、同じようなことを聞いております。その際には、事務手続の負担軽減を求めた市町村は15%、協定活動の期間短縮を求めたところが13%、あと交付金の返還規定の緩和というのが25%ということで、第4期対策当時は事務負担よりも交付金の返還規定の緩和という部分が多かったという状況です。

次、3番、次期対策の協定数の見込み。市町村に対して次期対策、協定数どうなりますかねと聞いたところ、「現状維持」が5割、「若干の減少」が4割ということで、おおむね今の協定数が維持されるというような回答だったんですけども、高齢化が進む中では、やっぱり協定参加者や協定面積の減少ということになっていくんじゃないかと予想しております。

かなり減少すると答えた4%の部分ですけども、そこに対して協定数が減少する要因は何ですかというのを聞いたのが4番になります。高齢化による体力の低下、リーダーの

高齢化というような理由で減少するという答えが多かったです。

次、5番、右側になりますけれども、次期対策では、集落協定の統合とか広域化について、どういう推進方針を持っていますかというのを聞きました。先ほども廃止協定の話をしましたけれども、小規模協定の廃止が課題となっている中で、その対策として協定の統合・広域化というのは有効な対策じゃないかとは考えています。一方、市町村の7割は、相談があったら対応するけれども積極的には対応しないというような回答があったということで、この辺りをどうにかしていかなないと市町村の役割というのは次期対策になっても重要になってきますので、市町村が積極的に取り組むようなことが必要かなというふうに考えております。

6番目、7番目は、5年後、令和10年度、農地の状況なり集落機能がどうなっているかというのを聞いたところなんですが、荒廃化が進む、また、集落の寄り合いとか行事が減っていくというような回答が多くなっております。こういう高齢化が進む中で、寄り合いや行事を行ったりすることが更に難しくなるということは予想されるんですけども、こうしたものを補完して地域で支え合う仕組みづくりというのを、これから考えていかなければいけないことかなというふうに思っております。

次、15ページなんですが、ここからは全ての協定に聞いた次期対策の継続意向で、先ほど市町村の継続意向も聞きましたけれども、1番目として、次期対策の継続意向。集落協定としては、約9割が継続するよと言っております。そうはいつでも、先ほど言いましたように、協定参加者や協定面積の減少というのは、この高齢化の状況を考えるとやっぱり減っていくんじゃないかなろうかと思っております。

では、もう廃止しますと言った7%について、何で廃止するのかというのを聞いたところが2番になります。これについても、やはり第4期の廃止理由と同じように高齢化とかリーダーがいないとか、そういったような内容が多くなっております。第4期の中間年評価のときも同じようなことを聞いておりまして、そのときでいえば、リーダーの高齢化というのが58%、高齢化による体力低下というのが56%、農業の担い手がいないというのが66%、鳥獣被害の増加というのが32%ということで、この辺りも前回と今回では若干割合に変化が出ているという状況になります。

次、3番、93%は継続意向があると言っておりますけれども、その継続意向のある協定に広域化はどうしますかというのを聞いたところ、85%は広域化の意向はなかったんですけども、15%の集落協定は広域化の意向があるというふうに回答しています。国の方も、

こういう広域化のある協定に対する仕組みづくりというのは必要で、集落協定、市町村は関係機関と一体となって、こういう意向を持っている協定に対して広域化を進めていくような働きかけというのが必要になってくるかなと思っています。

次、右側の4番ですけれども、今の協定の役員の状況はどうなっているのか、年齢はどうかというのを聞いたところ、上が代表者、下が事務担当者になりますけれども、「70歳以上」が代表者で5割、事務担当者で3割ということで、高齢の方が協定活動の中心を担っているということがこれで分かると思っています。

5番は、継続意向のある協定に対して次期対策の役員って目途は立っていますかというのを聞いたところ、代表者で3割、事務担当者で1割の協定で目途が立っていないという状況なので、こうした役員の目途が立っていない協定については、役員がいらないから活動が継続できないという状況にならないように、支援の在り方というのでも検討していく必要があるのかなと思っています。

6番、現在と今後で聞いているんですが、事務委託していますかということを知りました。事務手続の負担というのが活動廃止の理由の一つにもなっていますけれども、活動を継続する上では事務を委託するというのも有効な対策じゃないかと考えております。現状としては、ほぼほぼ事務委託は進んでおらず、今後も余りその意向を持っていないという状況になっております。事務委託をうまく進めるような仕掛けづくりというのが必要になってくるのかなとは思っております。

7番に、事務委託しているところに対して、どういうところに委託していますかというのを聞いたところ、事務組合に対して委託しているというのが一番多くなっております。事務組合というのは、前回の第三者委員会でも大分県竹田市の事例等を紹介しましたがけれども、複数の集落協定が集まって、経費を共同で支出して、人を雇って事務をしていただくようなケース、そういうものとか、あと多面的機能支払の活動組織と一緒に経費を拠出する場合、こういうような事務組合が多くなっているという状況です。

ちょっと飛んで24ページを御覧ください。

今までは概要の部分を説明させていただいたんですが、24ページは、集落協定と農業集落の関係についても調べました。この委員会でも何度か集落協定と農業集落の関係性については話題になってきたところなんですけど、今回、廃止協定も含めて、集落協定と農業集落の関係、どうなっていますかというのを、左側のこの図をもって聞きました。その結果、CとDの一つの農業集落の中に一つの集落協定がある例というのが一番多くなっております。

した。Cの例というのは、農業集落の中の農地の大半を集落協定がカバーしているケース、Dは一つの農業集落の中でごく一部を集落協定がカバーしているケースなんですが、これらを合わせると7割程度がこのケースに当てはまります。

あと、集落協定が話し合いをする際の寄り合いの持ち方はどうですかということも聞いたところ、先ほどCとDのケースが大変多いと言いましたが、寄り合いの持ち方でいえば、この緑色の方の部分になりますけれども、協定活動の話し合いのために寄り合いを持っていますよというように、協定活動と寄り合いの参加者に違いが出ているというところで、農村のコミュニティの中で集落協定というのが別な機能になっているのかなというような状況が、こういうことで分かるのかなと思っております。

それぞれ、あと具体的なものは以下のページにありますので、また御覧ください。

議題1についての説明は以上です。

続いて、議題2、令和5年度改正事項について、御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

今回、大きく4点の改正をしたところです。まず一つ目は、加算を含む国の交付金による交付の単価を交付の上限単価に見直したという改正です。これまでも予算の範囲内で交付金を交付するということは要領上に規定していたんですけれども、予算の範囲内で交付する方法が明確でなかったということから、その予算の範囲内で交付できるように上限単価という表現ぶりを設けました。

3ページのところを開いてもらいますと、赤枠で囲んだところに、これまでは国の交付金による交付の単価というふうにしていたんですけれども、これを上限単価に設けたということで、予算の範囲内で交付できる仕組みがこれでできたということになります。これが1点目。

2点目は、この委員会でも何度か取り上げていただいたことはありますけれども、林地化の話になります。令和5年度から新たに荒廃農地や限界的農地を協定に位置づけて林地化する場合に、これまでは交付対象にしていたんですけれども、交付対象外にするということにしました。これは令和4年度から最適土地利用対策も位置づけて、その中で林地化とかできるような事業も設けております。また、これまでの林地化の実績も少ない。令和3年度でいえば1.5ヘクタール、令和2年度でいえば1.7ヘクタールと、63万ヘクタールの中ではそのぐらいの実績しかないということで、令和5年度から交付対象外としました。これまで既に協定に位置づけている場合には、従前どおり交付対象としているところです。

次に、3番目として、令和4年、「農業経営基盤強化促進法」が改正されて、地域計画というのが法定化された。これを受けて、集落戦略の取扱いを見直したということです。これまで人・農地プランというものがありませんでしたが、これが法定化されて地域計画になりました。中山間直払いの制度でいえば、10から15年後の地域の農業の将来像について、地域の話合いで農地の利用とか農業の将来像を決めていくというのが集落戦略になりますけれども、今までは集落戦略を作成すれば人・農地プランとみなしますよという取扱いをしていました。今回、地域計画が法定化されたということを受けて、集落戦略の作成要件となっている体制整備単価の集落協定については、地域計画の協議の場に参加して、地域関係者と協議して作成された地域計画については、集落戦略の作成としてみなすことができるようにしたところです。

4番目、これも昨年改正、施行されたところなのですが、「農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」、我々は「活性化法」と呼んでいますけれども、これが改正されました。この法律というのは、人口減少、高齢化によって、農山漁村の活力が低下しているということから、この農山漁村の定住促進と地域間交流を促進するための法律です。この法律は活性化計画というものを作成して、それに事業を位置づけたりしたときには農山漁村振興交付金による支援が受けられるとか、転用等の手続が迅速にできるとか、そういう法律となります。今回、10月からはこの中山間直払いのような日本型直接支払制度を、この地域計画に位置づけて、市町村に中山間直払いの申請書から必要な添付資料と一緒に提出したという場合で、その後に中山間直払いの認定申請をしようとするという場合には、この添付書類を省略することができます。二度手間を省くということができるような措置を講じたということです。

大きく4点の改正をして、今既に現場では動いているという状況です。

ちょっと長くなりましたけれども、私からの説明は以上です。

○**図司委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは残りの時間で質疑に入りたいと思います。質疑に対しては、まず議題1の中間年評価の案について御意見を頂いて、その後、議題2の改正事項についてで、また御意見、御質問を頂くという形で進めたいと思います。御意見、御質問がある委員の方は挙手を頂いて、マイクを使って御発言を頂ければと思います。

それでは、まず議題1、中山間地域等直接支払制度、第5期対策中間年評価（案）について、御意見、御質問を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

○**原委員** 原です。3点ばかり。ページでいいますと、最初が15ページです。

6番の事務委託の状況なんですけれども、これは9割以上が今後も委託する意向はないと。一方、2番では、集落協定側では25%が事務が負担だと言っており、また市町村は78%が事務負担の軽減を求めていると14ページにあります。なぜ集落協定側で事務委託の意向が少ないのかというのは、その下の7番のところにありますけれども、これが委託の受皿の方で、特に事務組合というのが一番充実しているんだろうなと思うんですけれども、この受皿自体が少ないからなのか。ひょっとすると委託事務の何らかのもっと標準化とかを進めれば受皿対策になり得るのかとか、課題としては重たいはずなのに委託する意向がないというのはなぜか、何か原因があるんでしょうかというのが1個目です。

次が、21ページです。21ページの先ほどの御説明の中で、この左側の1番の方ですね。主な工夫、話し合いをリードする者の活用とありますけれども、この話し合いをリードする人材というのは、一体どういう人だったら集落戦略を合意形成に導けるのかなと、未来を展望するような結論を引き出せる人ってどういう人なのかなと、この辺を浮き彫りにしたら、もっとこの制度の推進にも繋がってくるのかなと思っております。これが2個目です。

最後は3個目でして、24ページ。ちょっとこれは感想なんですけれども、以前からこの広域化というのは、このアンケートにもあるように、話し合い、広域化がなかなか進まないということで、13ページのグラフでも、廃止協定に対し、近隣の協定から誘いがあった場合にも参加する農家がない協定が7割だというのが13ページのグラフにあったと思うんですけれども、こうした点で、やっぱり広域化というのは1つ1つの協定が置き去りにならないような対策が必要なんだろうなと思っています。そういう意味では人のつながりというのが大事ななんだろうなと思っています。以前から祭りと学校とか言っていましたけれども、今回の報告を伺っていると、事務分野での連携を協議するということも、こういう広域化への一歩二歩というか。協議だけでもいいので、顔を合わせるところから始まって、そういう広域化につながるような発展、人とのつながりが再生できるんじゃないかなと思ひまして、その辺りはどうお考えですかというのが御質問です。

ちょっと長くなりました。三つです。15ページ、21ページ、24ページとなります。

○**図司委員長** ありがとうございます。3点、コメントを頂きました。

では、事務局の方からいかがでしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** まず、事務委託がなぜ少ないのかということで、

事務委託を明確に打ち出したのは、第5期対策からで、事務委託もできますよというのを要領上に明記しました。行政書士だとか事務組合とか土地改良区、そういったところにも事務委託をして負担軽減することができますよということを打ち出したところです。今までも集落協定の広域化とか、そういうような加算とか設けていたところですけども、国としてもこの部分の問題認識というのが、これまではそこまで大きくありませんでした。今、これだけ集落機能が弱体化していたり高齢化が進んでいく中で、事務委託というところの必要性というのを我々も改めて今感じている、その問題を持っているというところで、十分PRとか、そういうところを推進できていなかったというところも大きいのかなというふうには思います。

二つ目の、21ページの集落戦略の話合いをリードする者の活用ということで、どういう者が集落戦略の作成に導けるのかというところです。この辺りは市町村とか農協の職員だとか農業委員さん、そういった方々が、「市町村等の協力を得た」と右にありますけれども、そういう関係機関もそうですし、ファシリテーター的な、そこそこの地域には今そういう活動をしていただいている方がいらっしゃるので、そういう方々を十分活用していくということがいいのかなと考えています。なかなか地域でこういうことを面と向かって話をするということが今まで、人・農地プランなんかでもしてはいただいていますけれども、する機会がないので、このような方たちに、みんなの意見をうまく引き出していただくようなことを期待しているところです。

3番の24ページのところになりますか、事務分野の連携をどう考えているかということですけども、現場に行って小さな集落協定に話を聞いたところ、20年間、数人でこの協定活動をやってきて今さら一緒になるというのはなかなか難しいということでした。それぞれ文化とか歴史が、同じ集落、隣の集落の中でも文化と歴史があって、交付金の使い方も違うし活動の仕方も違う中で、一緒になるのは難しいな、というような話を聞いたこともございます。

やはり余りこだわりのないところ、みんなが課題と思っている事務のところから一緒になるとか、そういうような緩やかな連携というのは、今後検討していかないといけないのかなというふうに思っておるところです。

○**図司委員長** ありがとうございます。

関連しての御質問、まずありましたらいかがでしょうか。よろしいですか。

飯國委員、お願いします。

○飯國委員 事務委託というのと、それから市町村の事務の負担が大変多くて大変だというアンケート結果が出ていたと思います。これが14ページのところで、市町村のアンケート結果で、事務の負担軽減が改善策として一番大きくなっていますが、これは以前よりパーセントがたしか大きくなったというふうに御指摘されていました。

中身は一体どういう事務が増えたと考えているのか、もしあればまず補足をしていただきたいというのと、これも短い質問ですが、15ページの先ほどの事務委託の件ですけれども、事務委託の先って、第三セクターってありですかという、その二つ、お願いします。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） まず、市町村事務の負担でどういう事務が増えたのかということですからけれども、事務が増えたといえ、例えば、その集落戦略でいえば人・農地プラン、地域計画と同じように地域の話合いによって地域の将来像を明確化するというので、そういう部分で地図を作成をしてあげないといけないとか、話合いに一緒に参加しないとけないという部分はあるかもしれないんですけれども、今やっぱり問題になっているところは、市町村合併が進んでいて、農業の担当、農林担当の職員がどんどん減って行って、一人の職員がカバーする業務がものすごく増えていっているということが大きいのかなと思っております。

中山間直払いの業務で言えば、何とか業務負担が軽減できるように、例えば集落戦略も丸を付ければよいというように、記入式から丸を付けるような方式とか、そういうので少しは負担軽減を図るように見直しを少しずつしてきているんですけれども、市町村の職員が減ってきているというところが大きいのではなかろうかと思っております。

あと事務委託で第三セクターはあるかということなんですが、その他の中にはそういった市町村とかの出資の機関も、具体的にどこの名前というのはすぐに出てこないんですけれども、あったように記憶しております。

○飯國委員 ありがとうございます。

農業関係の第三セクターはどのくらい今残っているか分からないんですけれども、やれなくなった集落に第三セクターが入って、事務の部分だけ引き受ける、実際の作業はそこでやってもらうというのは大いにありじゃないかなと。私、調査しているところで似たようなことが起きていて、相当な集落を今抱え込んでいますが、形としてはその第三セクターの協定みたいな形になっていますので、比較的スムーズに移行ができるのではないかと思います。

一つ目の事務処理の件に関しては、一つはだんだん高齢化が進んで役場が肩代わりして

いるんじゃないかという、そっちがどんどん進んでいるのではないかということが一つ。

もう一つは、地図ですよ。あれは一筆レベルですよ。ところが一筆レベルでみんなが分かるようにするためには相当詳しい地図がないと無理で、道がどこに付いていて、川がどう流れて、水路がどうなっているのかが表示されていないと、多分地元の人も筆だけ見せられて、ここはあなたの土地ねと言われても分からないのではないかと。そうすると、その道具を役場が持っているかということ、普通持っていない。多分地図レベルだけで、要するに農地レベルの分だと思うんで、そこをうまく取り出したりとか地図にしたりとかいう作業は、まだ役場が付いてきていない感触を私は持っています。

そこに一筆レベルの戦略を立ててねと持っていくと、話合いの前にまず道具がそろわないという事態があるのではないかと。こうして作業が仕事を増やす背景の一つにあるのではないかなと思って聞いていました。これは意見です。

ありがとうございました。

○**図司委員長** ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

榊田委員、どうぞ。

○**榊田委員** 今の飯國さんとその前の原さんの質問、意見とかなり重なる部分があるんですけども、これは市町村が統合、広域化。私、統合という言葉はやっぱちょっと使いたくないなというのはずっと思っているんですが、市町村が要望があれば応じるという非常に消極姿勢だというのは、現場のことをよく分かっていて、なかなか統合は難しいという背景が、分かっているからだとも思っているんですよ。

もう一つ、その事務作業も含めて今、飯國先生から三セクという話がありましたが、もともと自治体でも農林部署の職員がすごく減っているという話が前にも出ていますけれども、市町村にその義務をというか、その任務を負っていただくのは、やっぱりなかなか難しい事態に既になっていると思っています。

それで、21ページのさっき原さんから話が出たところですけども、集落戦略作成に当たって「話合いをリードする者を活用した」というケースが35%で結構上がっているんですけども、結局、集落戦略に限らず、ある意味中間組織というか、自治体ではない、そういう組織とか人材というのがないと、このままいったらみんなじり貧になっていくというのが見ていてすごい分かる気がするんですよ。

それで質問なんですけれども、「話合いをリードする者を活用した」の、その話合いを

リードする者とか組織の部分なんですけれども、これってやっぱりそういう何か制度を活用しているのか、新制度を活用しているのかその辺り、この辺をもうちょっと詳しく説明いただけると有り難いと思うのですが。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 話をリードする者を活用というのは、具体的に誰かというのを聞いていたり、何か制度を使われましたかということ聞いたわけではなくて、問いの中に、主な工夫として、話合いの方法を工夫したとか、話をリードする者を活用したとかいうのを設けて、該当するものに丸を付けてくださいというふうにただけです。なので、その具体的な部分というところが、今回のこれだけの結果ではちょっとまだ出てこなくて、8月の第三者委員会、中間年評価の本番の部分に向けて、いろいろな点検・評価の分析をしているところです。そういう中でこういった傾向があるのかとか、そういうものが出てくれば、そこを拾い上げて、また御紹介したいと思います。

○榊田委員 ありがとうございます。

○図司委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

じゃ、つなぎで私がちょっと質問というか、コメントも兼ねてなんですが、18ページの制度の効果のところなんですけれども、荒廃農地の関係とか水路・農道の維持が高いというのは非常に制度に則ったところで、これがしっかり出ているということは望ましい。一方で、集落機能の維持が効果の図の右側の方に29%というのが出てきているんですが、思ったよりも低いというか、やはりここはなかなか効いていないなということを感じました。第1期のときはかなり、やはり日本型の中山間直払いという形で集落でバッファーというんでしょうか、共同取組をしながら農地維持を図っていくという筋書を書いていたところがあると思うんですけれども、今ではなかなかここはやっぱりうまくかみ合わさっていないなということを感じました。

その理由として、先ほどの御説明の中でいくと24ページですか、集落協定の話合いのところの寄合の持ち方が、集落全体の寄合というよりも協定参加者の中での話合いにだんだん縮小しているというところのお話があったかと思います。これは、その上の協定の範囲のところでも、CとDで比べたときに、もともとはCで始まっているんだけど、くしの歯が抜けるように協定参加者が減って行って、話合いの母体がDになって行って、ちょうど右側の農用地の範囲のところでも、廃止協定の方はDが多いという数字が出てきているというところも同様ではないかというふうにも思うんですね。

先ほどの委員の皆さんからの議論を伺っていても、もともと集落の中での話合いで期待しながら、いろいろ展開を期待したいんだけど、やはり厳しくなるところほど、くしの歯が抜けるように担い手が減って、結局集落内の農業者のみの話になっているので、広域化みたいな話もその中でちがいが明かないというような話になっているとすると、かなり外側からのプッシュ型の支援が必要だろうというようなこともちょっと思ったりします。

先ほどの多様な主体が関わる話が出ていたところ、19ページのところでその集落協定、これは参考のところなので、先ほど御説明からは省いているところだと思うんですが、その「加算に取り組むに当たって、中心となった者」というところで、「棚田加算」で実は市町村の値が高いんですね。これは棚田法との制度の関係もあって、行政がかなり相当プッシュしてバックアップしているというところだと思います。行政のバックアップはすごく大事だということもこういうところで、棚田加算は、いろんなところに効果が及んでプラスの反応が出ているところもあると思うと、本来こういう姿なんだろうと思うんです。ただ、なかなかそこが難しくなっている中で、集落の皆さんに、じゃ、広域化で内発的にやってねということが難しくなっている以上、外側からある程度カバーしないといけないでしょう。かといって、先ほど議論いただいているように、市町村も職員の頭数が厳しくなっている中で、もう一つ外側の中間支援組織などからのプッシュ型の支援みたいなところがないと、なかなか難しいなというようなところを、ちょっと感じたところです。ただ、そのデータのいろんなところに、端々にちょっと見えてきている気がするので、少しロジカルに因果関係をもう一度紐解いていく必要があるかなというようなことをちょっと感じたところです。

もし事務局から何かありましたら。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 今言われたように、先ほどの原先生なり榊田先生からもあったように、市町村レベル、市町村のところにもうこれ以上負担を掛けられないような状況になっている中で、市町村の役割は重要だと今回もこの中には書いてはいます。市町村の役割は重要と認識しつつ、今回も事務委託の組合、そういったものをやりながら、集落協定の形を残しつつ、緩やかな事務の統合みたいなこともしていく必要があるということをこの中にも入れています。その中には、やはり今の外側からの支援ということで、地域おこし協力隊だとか、集落支援員だとか、そういったいろいろな方々の知見とか知恵とか、そういった方々にも協力を頂いたり。また、この委員会でも、いろいろなNPO法人が関わっているよというような話も今までありましたけれども、そういうような

組織もうまく巻き込みながら、集落協定だけでなく、自治会・町内会や、地域の関係組織もそうですけれども、外の力をうまく活用していったって、地域全体、みんなの力を借りて農地を守るような仕組みづくりにつなげていく。まずは事務の統合とか、そういうようなのをきっかけとしてやっていくことが必要かなということだとは思っております。

その仕組みづくりというのが難しいところはあるんですけども、方向性としてはそういうふうに思っております。

○**図司委員長** ありがとうございます。

それでは、竹田委員、どうぞ。

○**竹田委員** 2点お伺いしたいことがあるんですけども、1点目が19ページのスライドにあります制度全体の効果と加算による効果の部分でして、これをどういうふうに識別して聞かれたのかというのをちょっとお伺いします。制度全体の効果というのは今回アンケート調査した方、集落協定に全部聞いて、それとは別に加算に取り組んでいる協定には、その加算において、もう一度この荒廃農地の発生は加算で更にプラスされていますかみたいな、そういう聞き方をされたのか。ちょっとここの効果が純粋にプラスというのか、どうなのかというところがちょっと分からなかったんで、そこは若干テクニカルな問題でもあるんですけども、教えていただければと思いました。

もう一つは、24ページ目のところで、私もこの点は非常に興味を持って見ていまして、先ほど図司座長がおっしゃったように、まずこの農業集落というのは、農林業センサスで言われている農業集落の範囲でよろしいかというところが一つの確認と、そうだとすると、その集落の中に一部しか協定がないところの方が、やはり廃止の割合がちょっと高いような感じで、協定の中にたくさん集落が入っている方が、どちらかというとまだ続いているような傾向にも見えなくなっていくところがありまして。

もう一つ、その下の図の2のところで、私もこれだけ、実は協定活動の話し合いのために寄合実施というのが高いと思っていなかったんで、今回これを出していただいて、改めて認識したんですけども、やはりその現場を見ていると、協定に参加している人たちだけで話し合いをしていけばしていくほど、いろんなことが結構どん詰まりになっていくというのがあるので。大体3対1ぐらいの割合になっていると思うんですけども、ここをこれから例えばいろんなクロス集計をする中で、どういう地域がこの緑の方に入っていくって、どういう地域が黄色なのかという特徴ですとか、黄色に入ったところと緑に入ったところでどういうふうに、例えば広域化の進み具合とかいろんなものの使い方の違いと

か、そういったことを見ていかれるといいのではないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 加算についての部分は、後でまた回答させてください。

二つ目の24ページの部分なんですけれども、今回のアンケート結果、また継続意向の部分含めて、その全部のクロス集計的なものというのはまだできていません。8月の点検・評価の部分も今併せて進めているところで、ボリュームがあり過ぎて、そこまではできていないんですけれども、次期対策を検討する中では、個々の話合いの持ち方であるとか、次期対策の継続意向であるとか、役員の状況とか、そういったところも含めてクロス集計をして、どういう傾向があるのか、地域的な状況がどうなっているのかというようなことは見ておかないと。今回出したのはちょっと表面的な部分だけなので、本来はこのアンケート結果から全ての結果をクロス集計しながら、より詳細な、今どういう課題があるのかというのを浮き彫りにしていきたいなと考えております。

○図司委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

橋口委員、どうぞ。

○橋口委員 ありがとうございます。今回、アンケート、抽出調査とはいえ、かなりの数のデータが集まっているということで、こちらは非常に興味深い内容です。竹田委員が質問されて、今お答えいただいたこととかなりかぶってしまうんですけれども、今後の集計・分析の方向性として、特にどういった点に着目されたか。広くということはもちろんよいと思うんですけれども、先ほどもおっしゃったように、やっぱりそうすると相当なデータ量ですので、私は、前もちょっと問題意識を申し上げましたけれども、制度が20年間続けられる中で、やはりかなり厳しかったのは西日本の特に果樹地帯の、特に急傾斜地域というのが、一番やっぱり面積の減少が大きかったんじゃないかなと。

そういう意味でやっぱり地目の違い、残念ながら畑は制度上は一本化されていますけれども、畑の中でも普通畑と樹園地の違いとか、あるいは場合によっては規模の違いとか、いろいろポイントみたいなのは、おおむねこれが重要な要素じゃないかなというのは、ある程度は見通しがあるのではないかと思いますので、そういうところを中心に分析をしていただければ有り難いなというふうに思います。

それから、これも関連はするんですけれども、次期対策の継続意向について、これは全

ての集落協定にお聞きされているということなので、廃止意向が7%ということで、これを多いと見るか、しかし意外と何とかほかは頑張っていただけそうだとということなのかにもよると思うんですけれども。7%、これがどこにあって、どういう集落協定だとか、その辺りもちょっと深掘りしていただけると、あるいは広域化についてもそうですけれども、分析していただけると有り難いと思います。

と同時に、既に2年半後の意向を今聞いているということは、市町村とも情報共有をして、あるいは場合によっては市町村以外の農業団体等とも情報共有して、何とか、今は廃止意向だけでも、どうやったら継続していただけるのかと、その準備のために今、貴重な情報が得られていると、そういうことかなというふうに理解させていただきました。

必ずしも質問というわけでもないので、以上です。ありがとうございます。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） ありがとうございます。集計・分析の方向性、こういった点に着目するのかということについては、我々ももう一度よくデータも結果も見つつ、今おっしゃっていただいたような点も踏まえて、更に分析をしていきたいなと思っております。

2点目で言われた次期対策の継続意向なり、その7%の廃止というのがどこにあって、また広域化の協定がどこにあるかということも、そういったことも全部踏まえて、その協定の面積は何ヘクタール規模なのか、加算に取り組んでいるのかどうなのかということも全部クロス集計しながら対策を打っていききたいなと思っております。

また、市町村等と情報共有してということなんですけれども、今回の中間年評価で、これは都道府県の中間年評価書の方になってくるんですけれども、このアンケート結果と今回の各協定の活動状況を点検・評価した結果、それぞれの項目で県の所見なり、第三者委員会の意見を、県の第三者委員会においても問題意識を持っていただきたいということで、入れて頂くようにしたところです。

そういうのも含めて、国だけで進めていくとかというのではなくて、関係機関一体となって問題意識を持って進めていくということが必要と考えております。これらの結果を今後どう活用していくかということは、今後また検討していきたいなと思っております。

○橋口委員 ありがとうございます。先ほど私、あと2年半とか言いました。勘違いでした。すみません。1年9か月というか、訂正させていただきます。

○関司委員長 星野委員、どうぞ。

○星野委員 私も質問というよりも、コメントなんですけれども、先ほど事務局からの御

説明の中に、やっぱり外部の力を活用する仕組みというのが是非とも必要だとおっしゃっていましたが、正に私もそのように思います。事務の外部委託というのも一つの例かもしれませんが、大胆に外部の力を借りるような施策が次期の対策の中に入ってくるといいなというふうに思います。実質的にはもう作業のできないところには、やっぱり外側から新たな主体を持ってこないとどうにもならない状況かなと思いますので、そこら辺の政策オプションがこの制度の中に入ってくるといいと思いました。

○**地域振興課長** ありがとうございます。恐らくこのデータを見て、本当に共通的に見えることというのは、小さい協定が本当に小さいままで、自分たちだけの話合いでは行き詰ってしまい、そして事務ができなくなり、やがてそれは諦めざるを得ないというような状況になるということが余りよくないんだろうということだと思います。そのためには今、星野先生や、皆さんにもおっしゃっていただいた、やっぱり外の力をプッシュ型で入れていくということも一つの論点かなというふうには思っております。

今回の基本法の間取りまとめなり、新たな展開方向の中でも、例えばRMO的な視点を入れていこうとか、そういうのもふんだんに入っておりますし、今のいろいろ加算のところそういうメッセージは出てはいるんです。けれども、そうじゃない、もう少し本当にはっきりとしたメッセージが現場に伝わるような工夫を我々も考えていかなきゃいけないというふうに、皆さんの意見を聞いて、今日は改めて感じました。ありがとうございます。本当に参考にさせていただきたいと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。

ひとしきり議題1について御意見いただいたかと思しますので、議題2に関する御意見などがありましたら、全体を通していただこうと思いますが、いかがでしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** すみません、先ほどの竹田先生からの御質問で、効果についての聞き方なんですけれども、全体の効果を聞いて、あと加算に取り組んでいるところは、それぞれの取り組んでいる加算について、どういう効果があったかというのを教えてくださいという聞き方にしております。

○**竹田委員** ありがとうございます。ということは、まず制度全体で、例えば荒廃農地の防止発生というのに丸をしていて、さらに、加算でもそういう効果が加算によって更に加えられたと思った場合にはそこにも丸が付いているという、そういう理解でしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** そうです。

○**竹田委員** ありがとうございました。

○図司委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

飯國委員、どうぞ。

○飯國委員 改正ではない方の27ページなのですが、ここは廃止集落のアンケート結果ということだと思えます。左側の表で、今農地はどうなっていますかと、私はこの結果、どうなるのかなと思ってとても興味深く思っていたんですが、1番、2番の荒廃、作付けしない農用地があるのパーセントが随分高い。4番、5番、その後何とか使おうというパーセントがどのくらいあるかというと、4.3%という極めて低いレベルで、8番、鳥獣害が発生しているということで、予想どおりと言われればそうかもしれませんが、これをどうにかしたい。もう守り切れないところは確実に出てきているわけですね。そこをケアをするという仕組みが何とかやっぱり要るなという思いを、このデータで強くしました。

もし、こういったところで総合的に使っているよというような事例が、どんなのか分かりませんが、どのような集落か、あるいは集落の性格がもし分かれば有り難いなと思いました。すぐにはこれは難しいのかなと思いますけれども、それが一つ。

それからもう一つは、改正事項の2です。それに合わせて、補助金の対象から林地化はなくなるよという話なので、そうすると、長期的にはやっぱりその最適土地利用のような長期的な戦略をこの直接支払制度に組み込んでもらった方がいいと。この前も一度言っているんですけども、現在の制度ではここがまだ着地できていないというふうに私は読めたので、そこに対するシナリオ、それから支援、そういう仕組みも是非検討していただけないかなと改めて思いました。

以上です。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） ありがとうございます。

27ページで言えば、皆さん予想されたとおりの結果で、これがもう少し高くてもいいんじゃないかというような結果かもしれないと思いますが、こういう結果で、守り切れないところが出てきています。それを、じゃ、どうしていくのかというのは、今言っていたかもしれませんが、中山間直接支払制度とは重複はできないんですけども、最適土地利用総合対策というような新しい仕組みも設けており、地域の話合いで維持すべき農地と、総合的に利用していく農地を決めていただき、その中には植林とか鳥獣緩衝帯の設置というようなことも制度の仕組みの中に入れていきます。そうしたことをやっぱり使っていただくというのが必要なんですけども、これも集落戦略と同じように、地域で農地の利用をどうする

かということ話し合っていたかないといけなないので、一人だけが何かを取り組んだから鳥獣被害がどうにかなるというわけではなくて、やっぱり地域全体で取り組むことが必要です。そこは農地利用についても地域の話合いができるようなコミュニティがしっかりしていないと進めないで、そういったコミュニティづくりということも考えていく必要がある。そこからまずしっかりやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○飯國委員 おっしゃるとおりだと思います。ですから、直接支払いで支えてこられた、そういうコミュニティ活動の延長でこういったことも含めてできないのかなと。一遍切れて、ほかの事業でもう1回組織するというような形よりは、その連続性があった方がいいなという感触なんですね。

○図司委員長 ありがとうございます。

そのほか、全体を通していかがでしょうか。もうちょっと時間がありますが。

榊田委員、どうぞ。

○榊田委員 もう出ている話なので、補足でやっぱり、ちょっと強調したいなと思ったんですけど、先ほど富田課長さんの方から、加算措置の中でやっぱりそういう外部の人を呼び込むというようなものは若干入れているという話もあったんですが、加算措置に取り組むというのは、やっぱり前向きな意思がある集落協定じゃないとできなくて。そうじゃなくて、ある意味諦め感が非常に強くて、もうできないからやめるという形で集落協定は廃止になっていく。だから市町村がその要望があれば対応すると言われても、集落協定の方から要望は多分出てこないケースも多いし、そこに加算じゃなくて、さっきプッシュ型という話もありましたけれども、まだ諦めなくても、何かこういう手がないのと周りから行かないと多分みんなやめてしまうんじゃないかなという気がするんです。

だからそこを、プッシュ型ってそういう意味なんでしょうけれども、それを平たく言うとなんかそうしたことなんだろうなと思いますので、そのやり方を、さっき廃止になったら困ると思っても、集落の人たちは、だから、そうなる困らないんですよね。諦めちゃったんで、もう困らなくて、やっている私たちの方が、いや、そうじゃなくて、もう少し何かこういうことを考えるからもうちょっと頑張ってくれないか、というスタンスで考えていかないとなかなか止まらないんじゃないかなと思うので、是非そこは重点を置いて考えていただければと思います。

○地域振興課長 榊田先生、おっしゃるとおりで、去年の第三者委員会の資料でもお見せ

したんですけれども、加算措置に取り組んでいるところって、小さい協定じゃなくて割と大きめの協定のところが多いというのが実はかなりのジレンマになっているということなのかなと思います。やはり一番大事なことはそういう小規模な、今は小規模な協定でもこうすれば続けられるんだということを、ちゃんとその制度設計の中できちっとメッセージとして伝えていくということがやっぱり大事だと思っています。それがどうやったら、そのメッセージが伝わるかというのが、我々も現場を回っていると、こうすればいいんじゃないとかと言うと、「ああー」となる時が現場の方はあるので。だけど、僕らはずっと行脚して回って歩くわけにはいけないので、制度の中でそのメッセージがきちっと伝わるような建てつけを考えていく必要があるなというふうには思っていて、またそういった面で御指導いただければと有り難いと思います。

○**図司委員長** 原委員、どうぞ。

○**原委員** そういうことに付随してなんですけれども、今日途中ちらっと出てきた、農地の地図はあるけれども用水路の地図がないみたいな話があったと思うんですけれども、実は私どもの会社で、消費・安全局の植物防疫課さんから受託して、筆ポリゴンと営農管理システムを組み合わせ、農薬を極力使わない実証というのを全国の5か所でやりました。

それで、そのときに、筆ポリゴンを使うんだけれども、QGISを使って、うちの2年生がちゃかちゃかと用水路の高さだとか、データが重ね合わせられるように2年生でもできちゃったりして、QGISだとそんな難しくない。筆ポリゴンからやっぱり一歩進まないと。多分集落で使いやすいもので提供、それは地図情報システムでも共有的に全国で自分の集落を特定して、この飛び地のこの谷のところは、これは諦めようとか。そういう議論ができる基盤にもなると思うので、これは是非提供して、その集落戦略を考えるときの材料にもなるし、制度の報告をするときに、ここの用水路のここの写真ですとか言って報告もしやすいだろうし、是非地図インフラの提供をと思いました。

以上です。

○**地域振興課長** 実は去年、農村RMOの研修会というのをやったときに、みんなで筆ポリゴンに色を塗りましょうというのをワークショップでやらせてもらったときに、面白かったのは、最初に弘前大学の平井先生がコーディネーターをされたときに、まず、地図をどこから出しますかというクイズを皆さんに出しました。

それで、自由回答なんですけれども、「市役所の何とか台帳から持ってきます」とか、「何とかGISから持ってきます」、はい正解と言って、そうしたら地図を渡す。それは

モデル地図をお渡しするだけなんですけれども、そういった取組もやって、やっぱり皆さん、どこにあるかが分からないというのは困っちゃうので、どこかにありかは必ず。今、身近に市役所の中でもそういうのを出そうと思うと出る装置もありますから、まずそこを教えてあげるということもファシリテートの一つだなというのはすごく実感します。それにプラス、今おっしゃったように、例えばこれからeMAFFの地図を今度は実装できるようにというのもこれから本当に詰めていかなきゃいけない話だと思うので、国として何ができるのかということもまた考えていく必要があるのかなと思っています。

ありがとうございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

そろそろ時間になりますが、よろしいでしょうか。

いろんな御意見を頂きまして、ありがとうございます。なかなか状況は厳しくなっているようなアンケート結果が出てきていますけれども、改めて農地、農業の話を地域社会に埋め戻すような話をこの制度で実現するのはなかなか難しいかもしれませんが、その部分をどういうふうに農村政策全体のところにちゃんと組み入れていくのかというところは、多分、今日の委員の皆さんのいろんな御意見の端々に込められていたかなというふうにも思います。

今後また議論は続きますので、委員の皆さん、現場も御覧になっていると思いますので、また委員会の方にもフィードバックを頂ければというふうに思います。

それでは、これで質疑終了いたしたいと思います。議事に御協力いただきましてありがとうございました。

事務局にお戻しします。

○**地域振興課長** 図司委員長、ありがとうございます。

本日は活発な御議論、それから貴重な御意見を頂きまして誠にありがとうございました。また、中間年評価、今後の制度設計に向けて大変参考になりましたので、我々としてもしっかりと内部で検討していきたいと思ひますし、また更に分析なんかも、これから評価の結果も上がってきますので、次回また報告をさせていただけたらと思ひます。

次回の委員会につきましては、先ほど御説明にありましたとおり、8月ということで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて本会を閉会をさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3時00分 閉会